

神奈川県医療機関・医療関係者向け
支援事業のご案内

令和7年度版

神奈川県健康医療局

保健医療部医療企画課

目次

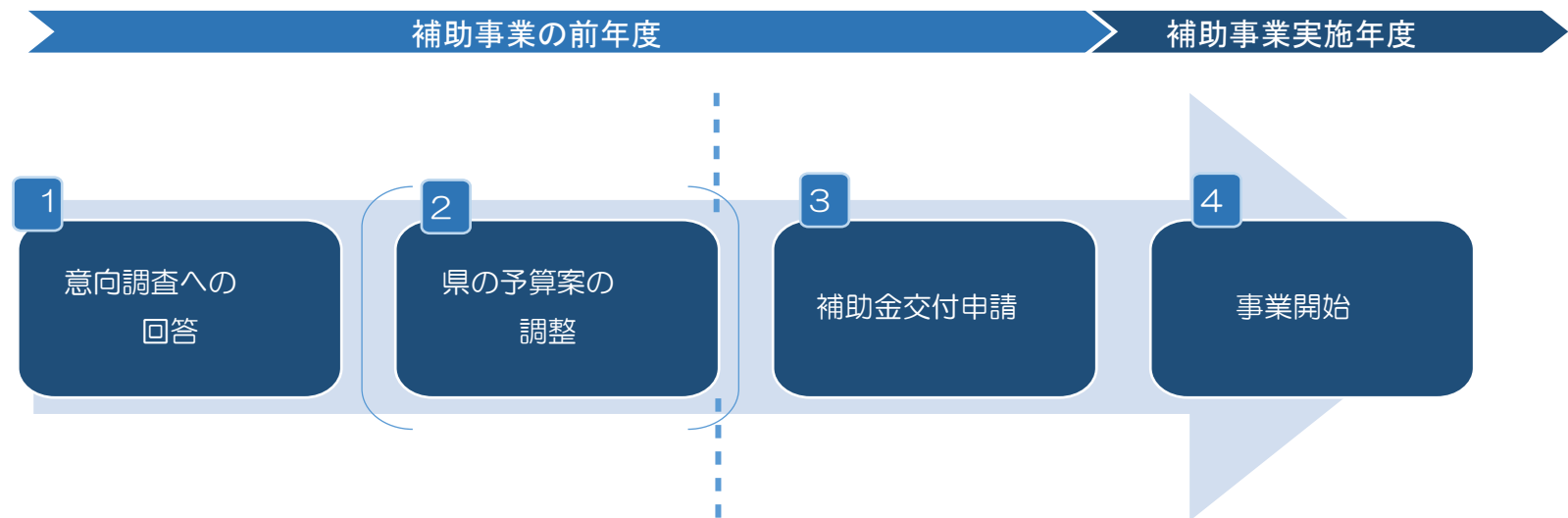
1	補助金申請の流れについて	… 1
2	新規の事業提案募集について	… 2
3	病床機能転換に活用できる支援策	… 4
4	県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）	
	・ 補助金	… 8
	・ 補助金以外の支援事業	… 29

1 補助金申請の流れについて

県が医療機関を対象として実施する補助金の基本的な流れを記載しています。補助金によって申請時期や交付時期が異なりますので、詳しくは補助金担当課へお問い合わせください。

(1) 基本的な流れ（既に補助制度がある場合）

※令和7年度現在の補助事業は P8以降を参照



	項目	時期（予定）	概要
前年度	1 意向調査	【前年度】 5～9月頃	県から補助対象事業者等に対して、ホームページやメール等により、翌年度の補助事業の実施意向についての調査を行います。意向がある場合は回答してください。 ※ 事業によって実施時期や実施方法は異なりますので、ご不明な場合は、補助金担当課にお問い合わせください。
	2 県の翌年度 予算案の調整	9月～3月頃	意向調査の結果に基づき、県が予算案を作成し、県庁内での調整を行います。県議会の議決により、3月に予算が確定します。
	3 補助金交付 申請	3月頃～	県に対して補助金の交付申請をします。 ※事業により時期は異なります。
実施 年度	4 事業開始	【事業実施年度】 4月以降	県から補助金の交付決定がされた後、事業に着手することができます。

（２）補助金を活用する場合の留意点

- 工事契約や設備購入契約等にあたり、原則として一般競争入札を行う必要があります。
- 県からの補助交付決定後に事業に着手する必要があります。

※県が事前着手を認めた場合以外は、交付決定前に着手した場合は、補助対象となりません。

2 新規の事業提案募集について

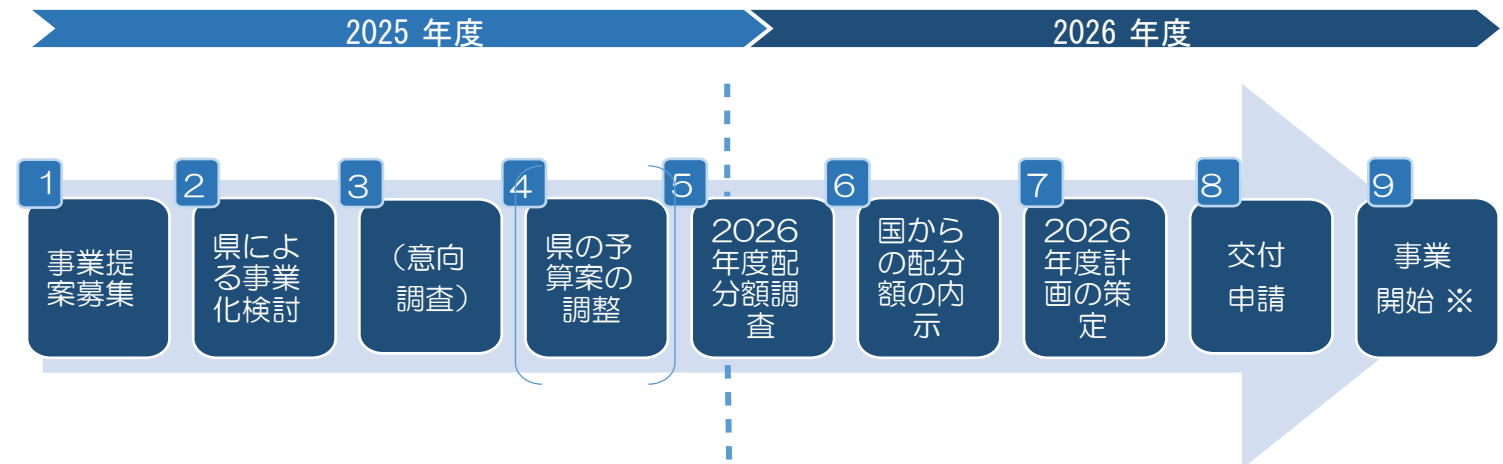
現在は存在しない補助事業について、県が毎年実施する地域医療介護総合確保基金の事業提案募集で提案し、新規事業として採択されれば、翌年度（原則として９月頃）に、新たな補助事業が開始されます。

① 基金の事業提案募集とは

- 基金を活用していくにあたり、毎年、基金の事業計画策定の参考とするため、県民、医療・介護団体の皆様から、これからの医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業提案を募集します。
- 下記の４つの分野に該当する取り組むべき事業を提案していただきます。
 1. 病床の機能分化・連携
 2. 在宅医療の提供体制の整備・充実
 3. 医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成
 4. 勤務医の働き方改革の推進
- 事業案を提案していただいた場合、提案の採否については、原則、回答していません。

⇒ 特定の医療機関限定ではなく、県や地域のニーズを踏まえた提案、複数の医療機関が活用できる提案であれば、採択される可能性があります。

② 事業提案募集から事業化までの流れ（2025 年度募集の想定スケジュール）



項目	時期(予定)	概要
1 事業提案募集	2025 年 5 月 23 日 ～ 7 月 23 日	基金を活用した新規事業の案を、県ホームページにおいて募集します。
2 県による事業化検討	2025 年 7 月～	提案された新規事業案について、県の担当課から詳細をお聞きする場合がありますので、アイデア応募の際、連絡先の記入をお願いします。
3 県の 2026 年度予算案の調整	2025 年 9 月～ 2026 年 1 月頃	2025 年度の基金計画の策定を見据え、事業化検討と並行して、県の 2026 年度予算の調整を行います。(当初予算案は 2 月に公表)
4 国の基金配分に向けた調査	2026 年 2 月 ～ 4 月頃	国が都道府県に配分する額を調整するため、各都道府県の 2026 年度の計画の計画額や内容についての調査が行われます。
5 国からの配分内示	2026 年 8 月頃 (想定)	国から県に対して 2026 年度の配分額が内示されます
6 2026 年度計画の策定	2026 年 9 月頃 (想定)	国からの内示額を踏まえ、県で 2026 年度計画を策定して国に提出します。
7 補助金交付申請等	2026 年 9 月頃 (想定) ※	医療機関から県に対して補助金の交付申請をし、県が交付決定を行います。
8 事業開始	2026 年 9 月頃 (想定)	事業開始

※事業によっては、過去の基金の残額を活用することで、9 月よりも前に交付決定・交付決定を行い、事業に着手できる場合があります。

3 病床機能転換に活用できる支援策

(1) 回復期病床等転換施設整備費補助（H27～） 補助金

- 回復期以外の病床機能から回復期病床（回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟、地域包括医療病棟）へ転換または増床等で整備する医療機関の施設整備費への補助
※ 横浜、川崎北部、川崎南部、県央二次医療圏では慢性期病床の整備も補助対象になります。
- 補助基準額（上限）
改修（増床）：4,616 千円/床 改修（転換）：6,610 千円/床
新築・増改築：6,610 千円/床
- 補助率 3／4

(2) 病棟等転換準備経費支援事業（R5～） 補助金

- 「基本診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）に定める施設基準等を満たす回復期リハビリテーション病棟（病室）又は地域包括ケア病棟（病室）（主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る。）、地域包括医療病棟（主に回復期機能を提供する病棟に限る。）の整備に伴い発生する以下の準備経費への補助。（開設前 3 か月から開設後 3 か月の計 6 か月の間に発生する経費に限る。）
 - ①看護職員（看護師、准看護師、看護助手）及びリハビリテーション専門職の訓練期間中の人件費（ただし、リハビリテーション専門職は 1 名を上限とする。）の訓練期間中の人件費
 - ②職員の募集に係る経費（人件費除く）
 - ③普及に係る経費（人件費除く）
- 補助基準額（上限）
567 千円×補助対象病床数
- 補助率 3／4

【補助金活用の場合の具体的な手続き例】

・ A病院（前年度の「意向調査」にエントリー・地域包括ケア病棟に転換）

- R3.8 回復期転換補助の意向調査に「希望あり」と回答
- R3.12 県へ事前相談
- R4.3 県に事業計画書を提出（添付書類：資金計画、設計図など）
- R4.6 県へ交付申請書を提出
- R4.7 交付決定
- R4.8 入札公告・入札
- R4.9 契約・工事着工
- R4.12 工事竣工
- R5.1 県へ実績報告書提出
- R5.2 補助金の額の確定・補助金の支払い
- R5.4 関東信越厚生局に地域包括ケア病棟の届出

・ B病院（追加応募・2か年整備）

- R3.5 施設改築に併せて地域包括ケア病棟への転換を検討、県に相談
- R3.8 県の 令和4年度予算で対応できることが確定
※「意向調査」にエントリーした医療機関を優先して事業実施するため、当該年度の予算が不足する場合には、翌年度予算での対応になり、お待ちいただくことになります。
- R3.10 県へ交付申請書（1年目分）を提出
- R3.11 交付決定
- R3.12 入札公告・入札
- R4.1 契約・工事着工
- R4.3～4 県へ実績報告書（1年目分）提出
県へ交付申請書（2年目分）提出
- R4.5 補助金の額の確定・補助金の支払い（1年目分）
- R4.8 工事竣工
- R4.9 県へ実績報告書提出
- R4.10 補助金の額の確定・補助金の支払い
- R5.1 関東信越厚生局に地域包括ケア病棟の届出

【補助金を辞退または翌年度以降に延期した事例における辞退・遅延理由】

過去に、以下のような理由で、補助申請を取り下げざるを得なくなったり、スケジュールが大きく遅れた事例があります。補助を受けるにあたっては、十分に留意して計画を立ててください。

■人員確保の問題

- 人員確保（医師、看護師）が困難なため
（慢性期から回復期への転換、休棟中病床の転換の事例など）

■計画変更・スケジュール遅延など

- 許認可等の手続きの遅れ
- 設計に時間を要し、年度内着手が困難になった
- 入札不調 ※最近の建設費高騰に伴い事例増加
- 別の補助金（耐震整備事業）を活用することにした
- 自院や地域の患者動向を分析した結果、急性期患者の需要が多いと判断した○回復期へ転換することについて、行政や地元の医療関係団体との調整がうまくいかない

■資金計画に関するもの

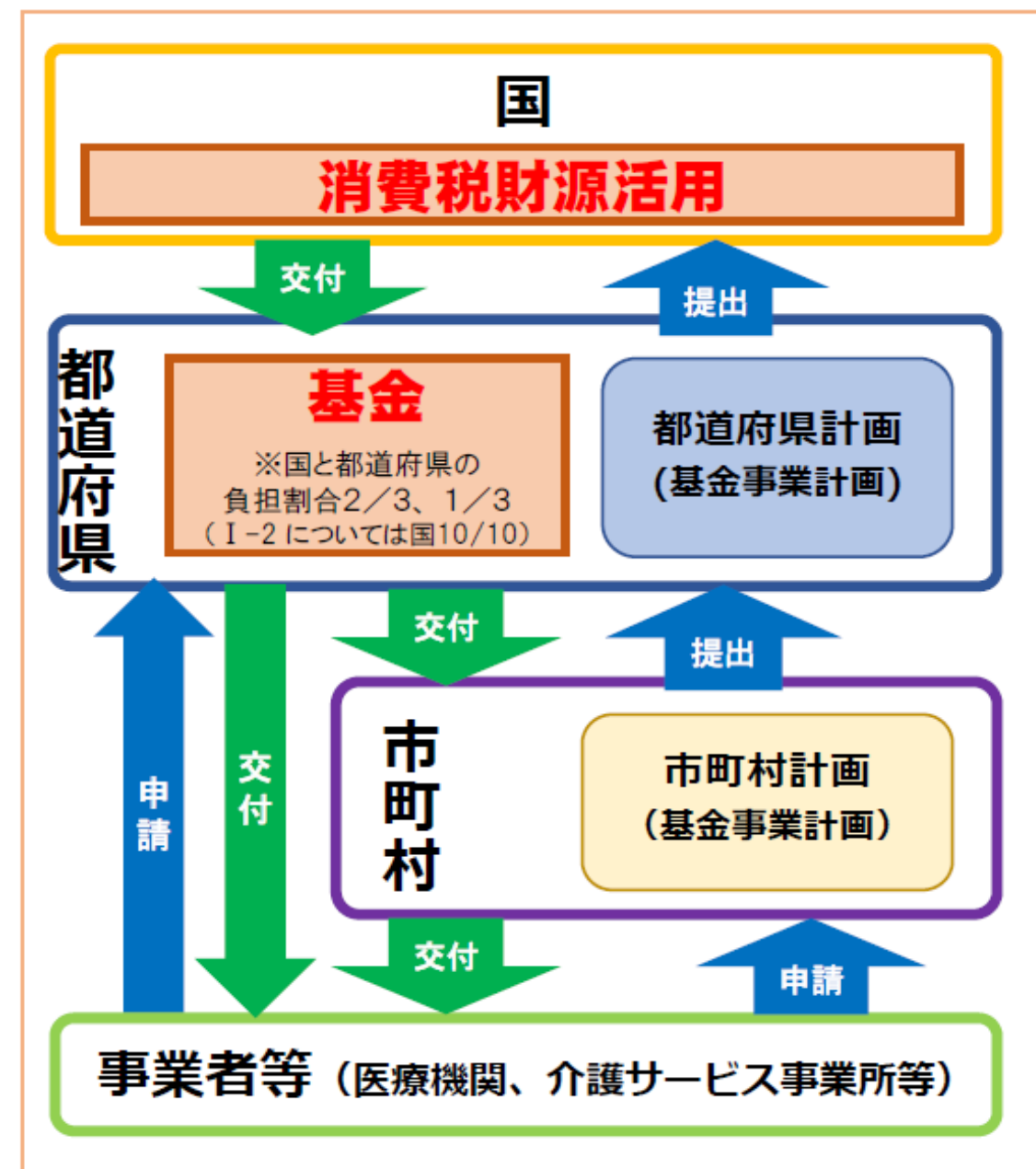
- 工事費高騰により予算額を超過
- 最低限の改修とし、補助を活用しないことにしたもの（自己負担分の資金繰りの問題、補助を活用することによる制約など）

【参考】地域医療介護総合確保基金の基本的な仕組み

- 地域医療介護総合確保基金は、医療と介護の提供体制の充実を図るため、国と都道府県が負担して、都道府県ごとに造成しています。
- 基金を活用して事業を行うためには、都道府県計画への位置づけが必要です。
- 基金は「医療分」と「介護分」に大別され、医療分は以下4つの分野で基金を活用し事業を実施しています。
 - 1 病床の機能分化・連携
 - 2 在宅医療の提供体制の整備・充実
 - 3 医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成
 - 4 勤務医の働き方改革の推進

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業



県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
救急医療関係													
1	休日夜間急患センター施設整備事業	休日夜間急患センター	○	×	○	○	次のいずれかの面積 (人口10万人以上の場合) 150㎡×208,200円（鉄筋コンクリート） (人口5万人以上10万人未満の場合) 100㎡×208,200円（鉄筋コンクリート）	休日夜間急患センター（医科）の新築、増改築に要する工事費等	1/3 (事業者2/3)	国庫	前年度7月頃	医療整備・人材課 医療整備グループ	
災害時医療関係													
2	地域災害拠点病院施設整備事業（医療提供体制施設整備費補助金）	地域災害拠点病院	○	×	○	○	補強が必要と認められるもの基準面積2,300㎡×51,300円	地域災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	0.5 (事業者0.5)	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	※基準額は令和6年度のものであり、今後変動する可能性があります
							備蓄倉庫1医療機関当たり53,594千円	備蓄倉庫整備に要する工事費等					
							非常用自家発電設備1医療機関当たり174,094千円	非常用自家発電設備整備又は更新に要する工事費等	0.33 (事業者0.67)				
							受水槽1医療機関当たり160,434千円	受水槽整備又は更新に要する工事費等					
							ヘリポート1医療機関当たり92,489千円	ヘリポート整備に要する工事費等					
							給水設備1医療機関当たり75,443千円	給水設備整備に要する工事費等					
							燃料タンク1医療機関当たり34,791千円	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に要する工事費等					
3	医療施設耐震整備事業（医療提供体制施設整備費補助金）	医療機関	○	×	△	○	ア Is値0.4以上0.6未満の建物を有する第二次救急医療施設等の病院 基準面積2,300㎡×51,300円 ※基準額は令和6年度のものであり、今後変動する可能性があります	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等又は工事請負費	0.5 (事業者0.5)	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	
							イ Is値0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等の病院						
							ウ Is値0.3未満の建物を有する病院 基準面積2,300㎡×243,800円 ※ウに限り、公的団体も補助事業者となり得る						

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
4	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（医療提供体制施設整備費補助金）	医療機関	○	×	○	○	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり174, 094千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費	0. 33 （事業者0. 67）	国庫	前年度 6 月 頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	※基準額は令和 6 年度のものであり、今後変動する可能性があります
							受水槽 1 医療機関当たり160, 434千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費					
							給水設備 1 医療機関当たり75, 443千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費					
							燃料タンク 1 医療機関当たり34, 791千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費					
5	医療施設浸水対策事業（医療提供体制施設整備費補助金）	医療機関	○	×	○	○	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり49, 130千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費	0. 33 （事業者0. 67）	国庫	前年度 6 月 頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	※基準額は令和 6 年度のものであり、今後変動する可能性があります
							電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり38, 769千円	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費					
							止水版の設置の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり466千円	止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費					
							排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり26, 894千円	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費又は工事請負費					
6	医療施設ブロック塀改修等施設整備事業（医療提供体制施設整備費補助金）	医療機関	○	○	○	○	対象の長さ1m当たり97千円 （ただし30mを上限とする。）	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費	1/3 （事業者2/3）	国庫	前年度 6 月 頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	
7	医療施設等災害復旧費補助金	医療機関等	○	○	○	○	【公的医療機関等施設、へき地診療所、医療関係者養成所施設、病院内保育所】 厚生労働大臣の定める額 【政策医療実施機関（※）、研修施設】 13, 139千円～769, 100千円 ※激甚災害の場合、厚生労働大臣の定める額 【看護師宿舎】 既存面積（33㎡/1人を限度）× 1/2 ×198, 300円	地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、建物や医療用設備などを復旧に要する費用	1/2 （事業者1/2） ※激甚災害により被災した公的医療機関 2/3 （事業者1/3）	国から直接補助	被災後 1 か月以内に県へ報告	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
8	地域災害拠点病院 設備整備事業（医療 提供体制設備整備 費補助金）	地域災害拠点 病院	○	×	○	○	医療機器等 1 か所当たり19,224千円 緊急車両 1 か所当たり31,865千円 （ただし外部給電器を購入する場合は、2,200千円加 算する）	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入 費 緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医 療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器 を含む。）の購入費	2/3 （事業者1/3） 1/3 （事業者2/3）	国庫 一財 国庫	前年度 7 月 頃	健康危機・感染症 対策課災害医療グ ループ	
9	災害拠点精神科病 院等設備等整備事 業（医療提供体制 設備整備費補助 金）	災害拠点精神 科病院等	○	○	○	○	システム端末等 1 か所当たり8,676千円	災害拠点精神科病院及び日本D P A Tを有する病 院として必要な広域災害・救急医療情報システム 端末等の購入費	1/2 （事業者1/2）	国庫	前年度 6 月 頃	健康危機・感染症 対策課災害医療グ ループ	
10	災害・感染症医療 業務従事者派遣設 備整備事業（医療 提供体制設備整備 費補助金）	災害・感染症 医療業務従事 者派遣に関す る協定締結医 療機関	○	○	○	○	医療機器等 1 か所当たり19,224千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の 購入費	1/3 （事業者2/3）	国庫	前年度 6 月 頃	健康危機・感染症 対策課災害医療グ ループ	
							緊急車両 1 か所当たり31,685千円	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医 療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器 を含む。）の購入費					
11	衛星通信環境整備 費補助事業	災害拠点病 院、災害拠点 精神科病院	○	△	○	○	1 か所当たり741千円	衛星通信システムの購入費及び設置費	国庫対象機関 10/10 国庫対象外機関 2/3 （事業者1/3）	国庫 一財 一財	前年度 4 月 頃	健康危機・感染症 対策課災害医療グ ループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
12	DMA Tインストラクター養成事業補助金	災害拠点病院	○	○	○	○	【研修参加に係る旅費】 DMAT隊員養成研修（東日本）3,000円/日・1人 DMAT隊員養成研修（西日本）36,000円/回・1人 統括DMAT（技能維持）研修 88,000円/回・1人 【研修参加に係る宿泊費】 13,000円/泊・1人 【研修参加に伴う代員人件費】 代員が医師の場合60,000円/日・1人 代員が医師以外の場合22,000円/日・1人	DMA Tインストラクター養成事業に要する経費	定額	一財	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	
13	防災訓練等参加支援事業（災害時医療救護体制活動費補助金）	厚生労働大臣が適当と認める者	○	○	○	○	知事が必要と認めた額	防災訓練等参加支援事業に要する経費のうち次に掲げる経費 ・旅費 ・需用費（燃料費） ・役務費（通信運搬費） ・使用料及び賃借料（レンタカー代、通行料、駐車場使用料）	10/10	国庫	なし	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	
14	原子力災害拠点病院設備整備補助金	原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関	○	○	○	○	知事が適当と認める額	原子力災害拠点病院等としての活動に必要な施設及び物品の整備に係る事業に要する経費	10/10	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	
15	原子力災害医療施設維持管理費補助金	原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関	○	○	○	○	知事が適当と認める額	国及び県の補助を受けて整備した原子力災害医療用の施設及び設備等の維持管理に係る費用に要する経費	10/10	国庫	前年度6月頃	健康危機・感染症対策課災害医療グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
16	有床診療所等消防 用設備整備費補助	病院、有床診 療所、助産所 （病床又は入 所施設を有し ている棟）	○	○	○	○	通常型スプリンクラー：23,000円／㎡ 水道連結型スプリンクラー：22,000円／㎡ パッケージ型自動消火設備：27,000円／㎡	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備及び 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規 定によりスプリンクラー設備の代替設備として認 められた設備を含む）整備のために必要な工事費 又は工事請負費	1/2 （事業者1/2）	国庫	前年度6月頃 ※令和7年6月 末までが特例期 間のため、継続 案件のみを想定	医療整備・人材課 医療整備グループ	
							自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,222 千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は 工事請負費	定額				

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
小児医療関係													
17	小児入院患者付添 等環境改善事業費 補助	医療機関	○	○	○	○	【施設修繕事業】 1 医療機関あたり7,500千円 【物品等購入事業】 1 床あたり20千円	1 こどもの付添いをする家族が休息できるス ペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕 費用 2 こどもの付添いをする家族が利用できる簡易 ベッド等の購入費用	10/10	国庫 基金	前年度6月頃	医療整備・人材課 医療整備グループ	
周産期医療関係													
18	産科医師等分娩手 当補助事業	分娩施設	×	○	○	○	1 分娩あたり10千円	分娩を取扱う産科医等に対して処遇改善を目的と して分娩件数に応じて支給される手当（分娩手当 等）	1/3 (事業者2/3)	基金	前年度7～8月 頃	医療整備・人材課 人材養成グループ	
19	産科・小児医療施 設等誘致事業費補 助	産科医療施設 を開設する事 業者 小児医療施設 を開設する事 業者	○	○	○	○	【施設整備】 分娩室等：285,900円（鉄筋コンクリート・木造） ×194㎡ 宿泊施設：318,700円（鉄筋コンクリート・木造） ×40㎡×2室 【設備整備】 医療機器：1か所あたり17,035千円 医療機器以外の備品：1か所あたり17,035千円	1 産科医療施設として必要な各部門の新築、増 築、改築、改修に要する工事費又は工事請負費 2 産科医療施設として必要な医療機器購入費、 医療機器以外の備品購入費	1/2 (事業者1/2) ※国庫非活用の場合	国庫 基金	前年度5月頃	医療整備・人材課 医療整備グループ	
							【施設整備】 診察室等：285,900円（鉄筋コンクリート・木造） ×160㎡ 【設備整備】 医療機器：1か所あたり17,035千円 医療機器以外の備品：1か所あたり17,035千円	1 分娩を取り扱わない産科、小児医療施設として 必要な各部門の新築、増築、改築、改修に要す る工事費又は工事請負費 2 分娩を取り扱わない産科、小児医療施設として 必要な医療機器購入費、医療機器以外の備品購 入費	1/2 (事業者1/2)				

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
人材確保・勤務環境改善支援関係													
20	院内保育事業運営 費補助事業	院内保育所を 設置する病院 等	○	×	×	○	原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額 10,000円以上徴収している各病院内保育施設につき、1により算定した基本額より別に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、2により算定した加算額の合計額とする。 1 基本額 (1) A型特例 1人×180,800円×運営月数 (2) A型 2人×180,800円×運営月数 (3) B型 4人×180,800円×運営月数 (4) B型特例 6人×180,800円×運営月数 2 加算額 (1) 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数 (2) 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数 (3) 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数 (4) 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数 (5) 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数 (休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。)	病院内保育所の運営（運営については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。)	2/3 (事業者1/3)	基金	なし	医療整備・人材課 人材確保グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
21	院内保育事業運営 費補助事業（公的 病院）	院内保育所を 設置する公的 病院	×	×	○	×	原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額 10,000円以上徴収している各病院内保育施設につき、1により算定した基本額より別に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、2により算定した加算額の合計額とする。 1 基本額 (1) A型特例 1人×180,800円×運営月数 (2) A型 2人×180,800円×運営月数 (3) B型 4人×180,800円×運営月数 (4) B型特例 6人×180,800円×運営月数 2 加算額 (1) 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数 (2) 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数 (3) 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数 (4) 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数 (5) 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数 (休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。)	病院内保育所の運営（運営については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）	2/3 （事業者1/3）	一財	なし	医療整備・人材課 人材確保グループ	
22	院内保育所施設整備 費補助事業	院内保育所を 設置する病院 等	○	×	○	○	次に掲げる基準面積に以下に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 収容定員×5㎡ ただし、30人を限度とする。 単価 鉄筋コンクリート 245,400円/㎡ ブロック 214,400円/㎡ 木造 245,400円/㎡	病院内保育所（施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）として必要な新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費	1/3 （事業者2/3）	基金	前年度5～6月頃	医療整備・人材課 人材確保グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
23	新人看護職員研修 事業費補助事業	新人看護職員 研修を実施する 病院等	○	○	○	○	1 新人看護職員研修事業 次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 （1） 研修経費 ア 新人看護職員等が1名のとき 440千円 イ 新人看護職員等が2名以上のとき 630千円 （2） 教育担当者経費 新人看護職員等5名以上の場合に5名増すごとに215千円 （注）当該年度4月末日現在在職数で上限70名	1 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費） 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）	1/2 （事業者1/2）	基金	なし	医療整備・人材課 人材確保グループ	
							2 医療機関受入研修事業 （1） 1名～4名を受け入れた場合 1施設当たり113千円 （2） 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり226千円 （3） 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり566千円 （4） 15～19名を受け入れる場合 1施設当たり849千円 （5） 20名以上受け入れる場合 1施設当たり1,132千円 （6） 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合 1名増すごとに45千円 （注）複数月で実施し、1人当たり年間40時間で1人とし、上限30名	2 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費					
							3 多施設合同研修 （1） 新人看護職員等が10名～14名のとき 339千円 （2） 新人看護職員等が15名以上の場合に5名増すごとに113千円 （注）複数月で実施し、1人当たり年間40時間で1人とする。	3 多施設合同研修の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費	1/3 （事業者2/3）				

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
24	遠隔ICU体制整備促進事業	厚生労働省大臣が適当と認める者	○	○	○	○	設備整備費（1 か所あたり） 1 支援側医療機関 120,000 千円 2 依頼側医療機関 60,000 千円 運営費（1 か所あたり） 1 支援側医療機関 26,000千円+56,576千円×1 日あたり平均運用時間／24時間 2 依頼側医療機関 6,000千円 ※なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。 ※ただし、特定集中治療室遠隔支援加算を算定する医療機関は2. 依頼側医療機関の対象外とする。	設備整備費 Tele-ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム 構築費用及び付属機器等の購入費 運営費 1 職員基本給、職員諸手当、通信運搬費、雑役務費、社会保険料、委託費（システム運用費、システム保守経費） 2 通信運搬費、雑役務費、委託費（システム保守経費）	1/2 （事業者1/2）	国庫	なし	医療整備・人材課 医療整備グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
人材確保・勤務環境改善支援関係													
25	看護実習施設受入 拡充事業費補助	看護実習を受け入れている 病院等	○	○	○	○	1 実習指導者講習会等受講経費 ＜訪問看護ステーション、助産所、特別養護老人 ホーム及び介護老人保健施設＞ 1 受講者あたり 97千円 ＜病院＞ 1 受講者あたり 582千円 2 実習受入施設代替職員経費 1 施設あたり 582千円 （注）「実習指導者」とは、実習指導者講習会を修了した者、「実習指導者講習会」とは、都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準じるものとして厚生労働省が認定した講習会をいう。	1 実習指導者講習会等受講に必要な次に掲げる経費 (1) 講習会受講経費 (受講料、教材費、旅費) (2) 代替職員経費（受講期間中の業務に対応するものに限る） (謝金、人件費、手当) 2 実習受入施設における専任教育担当者や実習指導者等の指導に係る職員を補佐するための代替職員経費（謝金、人件費、手当）	1/3 (事業者2/3)	基金	前年度3月	医療整備・人材課 人材確保グループ	
26	地域医療勤務環境 改善体制整備事業	地域医療において特別な役割があり、交付要件を満たす医療機関	○	○	○	○	1 資産形成経費（ICT等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用） 2 その他経費（医師事務作業補助者研修費用、改善支援アドバイス費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助） 1、 2ともに、病床機能報告の稼働病床数1床あたり133千円	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費	資産形成経費 9/10 (事業者1/10) その他経費10/10	基金	未定	医療整備・人材課 人材確保グループ	
27	地域医療勤務環境 改善体制整備特別 事業	医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能を習得できるような医師を育成する医療機関	○	○	○	○	1 資産形成経費（ICT等費用、休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用） 2 その他経費（医師事務作業補助者研修費用、改善支援アドバイス費用、医療専門職支援人材の雇用、タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助） 1、 2ともに、病床機能報告の稼働病床数1床あたり133千円、ただし、一定の条件を満たす医療機関については稼働病床数1床あたり266千円	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要する経費	資産形成経費 9/10 (事業者1/10) その他経費10/10	基金	未定	医療整備・人材課 人材確保グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
28	勤務環境改善医師 派遣等推進事業	地域医療にお いて特別な役 割がある医療 機関及びその 医療機関へ医 師の派遣を行 う医療機関	○	○	○	○	（派遣受入医療機関） 受入1人あたり150千円 （派遣医療機関） 1人1月あたり1,250千円	（派遣受入医療機関） 派遣医師を受け入れるための準備に必要なとなる 経費 （派遣医療機関に係る経費） 医師の派遣により遺失した利益に当該医療機関 における直近の決算数値により算出される医師1 人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに 派遣月数を乗じて得た額	資産形成経費 9/10 （事業者1/10） その他経費10/10	基金	未定	医療整備・人材課 人材確保グループ	
29	勤務環境改善医師 確保対策事業	地域医療にお いて、特別な 役割があり、 交付要件を満 たす医療機関	○	○	○	○	1 資産形成経費（ICT等費用、休憩室の設備購入等の 休憩環境整備費用） 2 その他経費（医師事務作業補助者研修費用、改善 支援アドバイス費用、医療専門職支援人材の雇用、 タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係 る補助） 1、2ともに、病床機能報告の稼働病床数1床あたり 133千円、ただし、250床を限度とする	医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要す る経費	1/3 （事業者2/3）	基金	未定	医療整備・人材課 人材確保グループ	
30	外国人看護師候補 者就労研修支援事 業	EPA看護師候補 者受入病院等	○	○	○	○	1 日本語習得支援事業 候補者1人あたり 117千円 2 就労研修支援事業 受入施設1か所あたり 461千円	日本語習得支援事業及び就労研修支援事業の実施 に必要な次に掲げる経費 1 指導者経費（謝金、人件費、手当） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本 費） 5 役務費（雑役務費、通信運搬費） 6 備品購入費	定額	国庫	なし	医療整備・人材課 人材養成グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
31	訪問看護ステーション等研修事業 （地域医療介護総合確保基金事業費補助金）	1 教育支援ステーション事業費補助 県内で訪問看護に関連する事業を行う 2 特定行為研修受講促進事業費補助 県内に所在する医療機関及び訪問看護ステーション（医療機関・	○	○	○	○	1 教育支援ステーション事業費補助 1 医療圏あたり 1,600千円 ただし、横浜二次保健医療圏、川崎北部二次保健医療圏、川崎南部二次保健医療圏及び相模原二次保健医療圏を除く。 2 特定行為研修受講促進事業費補助 受講者1人あたり 700千円 ただし、1箇所あたり、700千円を補助選定額の上 限とする。	1 訪問看護に関する研修の企画・実施及び同行訪問の実施に必要な経費（人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料） 2 看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費のうち、事業者が当該看護師に支払った経費（入学費、受講費、教材費等）	3/4 （事業者1/4） 1/2 （事業者1/2）	基金	なし	医療整備・人材課 人材確保グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
32	看護師等養成所運営費補助	看護師等養成所	○	×	○	○	次に掲げる課程ごとの基準額A、基準額B及び基準額Cの合計額とする。 1 看護師（3年課程）養成所 【全日制】 （1）基準額A 次のア、イ、ウ、エの合計額に別表4に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり16,178,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において専任教員分として定員30人増すごとに1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり536,000円 エ 生徒数に1人当たり15,500円を乗じ得た額 （2）基準額B 次のア及びイの合計額 ア 新任看護教員研修事業実施施設について受講者1人当たり340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設について受講者1人当たり147,000円 （3）基準額C 卒業者数に1人あたり15,500円を乗じて得た額 に神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱別表4に定める調整率及び同別表5に定める調整率を乗じて得た額 （以下、定時制、2年課程等については省略）	看護師養成所の運営費に必要な経費 1 教員経費 （1）専任教員給与 （2）専任教員人当庁費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、備品購入費、役務費（通信運搬費）、福利厚生費 （3）部外講師謝金 （4）委託料（上記教員経費のうち（1）～（3）に該当するものとする。） 2 事務職員経費 （1）専任事務職員給与費 （2）委託料（上記専任事務職員給与費とする。） 3 生徒経費 （1）事業用教材費 （2）臨床実習経費（消耗機材に要する経費） （3）委託料（上記生徒経費のうち（1）及び（2）に該当するものとする。） 4 実習施設謝金 （1）報償費（実習施設謝金） （2）委託料（上記報償費とする。） 5 新任看護教員研修事業実施経費（部外講師謝金、部外講師旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、備品購入費） 6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費（部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費）	10/10	基金	なし	医療整備・人材課 人材確保グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
33	看護師等養成所施設整備費補助	看護師等養成所	○	×	○	○	次に掲げる基準面積に以下に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 （1）新築の場合 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20㎡ （ただし、2年課程（通信制）は3㎡） （2）増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記（1）の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 （3）改築（移改築及び模様替えを含む。）の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記（1）の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 （4）男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記（2）又は（3）により算定した面積に16.2㎡を限度として加算した面積 単価 鉄筋コンクリート 168,400円 ブロック 145,600円 木造168,400円	学校又は養成所（寄宿舍を含む。）の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費	1/2 （事業者1/2）	基金	前年度5～6月頃	医療整備・人材課 人材確保グループ	
34	看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助（地域医療介護総合確保基金事業費補助金）	病院	○	○	○	○	1機器あたり 移乗支援（装着型・非装着型）・入浴支援用機器の場合2,000千円 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション用機器の場合600千円 （注）「神奈川県「介護ロボット導入支援事業」補助対象ロボット一覧」に掲載された機器を対象とする。（現在、精査中）	機器導入に要する備品購入費、賃借料、需用費及び役務費	1/2 （事業者1/2）	基金	前年度 5～6月頃	医療整備・人材課 人材確保グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和 7 年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
35	看護業務等ICT導入 支援事業費補助	病院	○	○	○	○	当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（病床機能報告の対象外の病床については医療法第 27 条に基づく使用許可病床数） 1 床当たり96 千円 ただし、病床数の合計が300床以上の場合は 300 床として算定する。	I C T 導入に要する経費（備品購入・設置費（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器）クラウドサービス費、導入設定費、セキュリティ対策費等） ただし、4－4－（看護業務等アシスト機器導入支援事業費補助の対象となる「神奈川県「介護ロボット導入支援事業」補助対象ロボット一覧」に掲載された機器は除く。	3/4 （事業者1/4）	基金	前年度 5～6 月頃	医療整備・人材課 人材確保グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
36	かながわ地域看護師養成事業費補助 地域医療介護総合 確保基金事業費補助金）	県内に所在する病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム及び看護師等養成学校の開設者 （ただし、「かながわ地域看護師養成ガイド」を用いて、出向により看護職員を送り出す事業主及び当該看護職員を出向により受け入れる事業主に限る。）	○	○	○	○	1 基礎経費 (1) 出向元事業主 出向看護職員 1 人当たり434, 000 円 (2) 出向先事業主 受入出向看護職員 1 人当たり938, 000 円 2 看護師等派遣経費 (1) 出向元事業主 出向看護職員 1 人 1 日当たり2, 300 円×給与差額の負担割合 (2) 出向先事業主 受入出向看護職員 1 人 1 日当たり2, 300 円×給与差額の負担割合 ただし、240 日を上限とする。	看護補助者（常勤に限る）に実務者研修を受講させるために必要な経費 (7) 受講料 (4) 受講者が支払った受講料に対する支給金（ 但し給与、賃金、手当等と明確に区別して支給したものに限る。）	1/3 （事業者2/3）	基金	前年度 3 月	医療整備・人材課 人材確保グループ	
37	看護補助者キャリアアップ研修受講 促進支援事業 地域医療介護総合 確保基金事業費補助金）	病院	○	○	○	○	実務者研修を受講する看護補助者（常勤に限る） 1 人あたり 120 千円 (注)実務者研修とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修をいう。	かながわ地域看護師養成事業の実施に必要な次に掲げる経費 ①基礎経費 事務担当者経費（人件費、手当）、看護責任者経費（人件費、手当）、教育担当者経費（人件費、手当）、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費 ②看護師等派遣経費 出向看護職員の人件費及び手当に係る出向先事業主と出向元事業主との差額	3/4 （事業者1/4）	基金	前年度5～6月頃	医療整備・人材課 人材確保グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
38	院内感染対策施設 整備事業	病院	○	×	×	○	1 室当たり15,724千円とし、空調設備（空気清浄度 クラス1 万以上）を整備する場合は、35,787千円を 加算する。	病院の感染者のための個室設備に必要な工事費又 は工事請負費	1/3 （事業者2/3）	国庫	前年度 7 ～ 8 月頃	医療企画課法人指 導グループ	
39	精神科病院処遇改 善設備支援事業	県所管域（横浜 市、川崎 市、相模原市 を除く地域） に所在し、精 神科病床を有 する病院	○	×	×	○	見守りカメラ：528,000円 ※1 病棟あたりの金額。上記金額を下回った場合、 その額を補助基準額とする。 なお、1 病棟あたりのカメラ設置費は、工事総額を 整備病棟数で除した金額を採用する。 低床電動ベッド：792,000円 衝撃緩和マット：44,000円 離床センサー：108,000円 ※各機器について、病床数の20%の台数を上限とす る。上記金額を下回った場合、その額を補助基準額 とする。	事業の実施に必要な経費（需用費、役務費、委託 料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入 費）	1/3 （事業者2/3）	一財	前年度 8 月頃	がん・疾病対策課 精神保健医療グ ループ	
40	新生児聴覚検査機 器整備事業費補助	県内（横浜 市、川崎市、 相模原市を含 む）の診療所 及び助産所	○	○	○	○	1 医療機関当たり2,400千円	聴覚検査機器（自動A B R：Automated Auditory Brainstem Response）の購入費用	新規整備10/10 更新2/3 （事業者 更新のみ 1/3）	国庫 一財	当年度 7 ～ 8 月	健康増進課母子保 健グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
病床機能転換関係													
41	回復期病床等転換 施設整備費補助	県内に所在する医療機関の開設者で知事が適当と認めるもの	○	○	○	○	新築・増改築 1 床あたり 6,610千円 改修（増床） 1 床あたり 4,616千円 改修（転換） 1 床あたり 6,610千円	「基本診療料の施設基準等」に定める以下のいずれかの施設基準等を満たす施設を整備するために必要な新築・増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 1 回復期病床の整備 ア 回復期リハビリテーション病棟入院料 イ 地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料（主に回復期機能を提供する病棟又は病室に限る。） ウ 地域包括医療病棟入院料（主に回復期機能を提供する病棟に限る。） 2 慢性期病床の整備（H31年度～） （横浜二次保健医療圏又は川崎北部、川崎南部、県央二次医療圏において整備を行う場合に限る。） ア 療養病棟入院料（又は特別入院基本料） イ 有床診療所療養病床入院基本料 ウ 緩和ケア病棟入院基本料 エ 特殊疾患病棟入院料（又は入院医療管理料） オ 障害者施設等入院基本料	3/4 （事業者1/4）	基金	前年度 4～5月頃 （一部当年度の4～5月で実施）	医療整備・人材課 医療整備グループ	
42	病棟等転換準備経費 支援事業	県内に所在する医療機関の開設者（知事が適当と認めるもの）	○	○	○	○	567千円×補助対象病床数	「基本診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）に定める施設基準等を満たす回復期リハ ビリテーション病棟（病室、主に回復期機能を提供する 地域包括ケア病棟（病室、主に回復期機能を提供する 地域包括医療病棟の整備に伴い発生する以下の準備経費のうち、県からの交付決定通知日以降、かつ病棟又は病室の開設前3 か月から開設後3 か月の計6 か月の間に発生する経費。 以下詳細 ・看護職員（看護師、准看護師、看護助手）及びリハビリテーション専門職 の訓練期間中の人件費（ただし、リハビリテーション専門職は1 名を上限とする。 ・ 職員の募集に係る経費（人件費除く） ・ 普及啓発に係る経費（人件費除く）	3/4	基金	未定	医療企画課企画グループ	
43	心臓リハビリテーション推進事業費 補助金（心臓リハビリテーション設備整備事業）	県内に所在する医療機関の開設者	○	○	○	○	1 医療機関当たり9,000千円	施設基準上求められている運動負荷装置等の導入費用	1/2 （事業者1/2）	基金	前年度 4～6月、2～3月	がん・疾病対策課 がん・循環器対策グループ	

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 (補助金名)	補助事業者	(設置主体)				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
在宅医療関係													
44	在宅医療提供体制 整備事業	(1) 新たに在宅医療（往診・訪問診療）に取り組む医療機関 (2) すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち、診療内容の拡充かつ在宅患者受入数増加の取組を行う医療機関 (3) すでに在宅医療に取り組んでいる医療機関のうち、情報通信機器を活用して次のいずれかに該当する取組を行う医療機関 ア 単独で、患者の受入件数の増加を計画する医療機関〔単独型〕 イ 複数の医療機関や訪問看護ステーション、訪問薬局等と連携し、多職種で在宅患者の訪問・見守りを計画する医療機関〔多職種連携型〕	○	○	○	○	医療機関事業費上限額 (1) 3,000 千円 (2) 1,300 千円 (3) ア：400 千円 						

県内の医療機関に対する補助金等一覧（令和7年度）

※補助事業者の設置主体について（○：補助対象となる、×：補助対象とならない）
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人等、「公立」…地方自治体、地方独立行政法人「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
「民間」…上記以外の者

【補助金】

	補助対象事業 （補助金名）	補助事業者	（設置主体）				1 か所当たり基準額	対象経費	補助率	財源	意向調査の有無 及び時期	所管課・グループ	備考
			独 法	公 立	公 的	民 間							
45	在宅医療退院支援強化事業	退院時共同指導に新たに取り組むまたは拡充する計画を示している診療所・訪問看護ステーション	○	○	○	○	医療機関事業費上限額 (1) 848千円 (2) 304千円（1 か月）	(1) 医療事務作業補助者の募集・雇用に係る経費 (2) 雇用後の研修期間として最大3か月の人件費相当額	3/4 (事業者1/4)	基金	なし	医療企画課地域包括ケアグループ	
その他													
46	緩和ケア病棟整備事業費補助	県内に所在する医療機関の開設者	○	○	○	○	次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額とする。 基準面積 30㎡×緩和ケア病床数（ただし、20床を限度とする。） 基準単価 1 ㎡あたり175,100円	緩和ケア病棟入院料の施設基準を満たす緩和ケア病棟を整備するために必要な新築、増改築及び改修に要する工事費または工事請負費	2/3 (事業者1/3)	基金	前年度 5月	がん・疾病対策課 がん・循環器対策グループ	

【補助金以外の支援事業】

	事業名	対象事業者	支援内容	費用負担	財源	所管課・グループ	備考
人材確保・勤務環境改善関係							
1	医療勤務環境改善支援センター事業	医療機関	○ 医療勤務環境改善支援センターに寄せられた各医療機関からのさまざまな相談に対して、医療労務管理（勤務シフトの見直し、就業規則、賃金制度の設計、安全衛生管理や福利厚生など）に関する相談については医療労務管理分野アドバイザーを、医業経営分野（診療報酬制度面や医療制度・医事法制度、組織マネジメント、経営管理面など）に関する相談については医業経営分野アドバイザーを派遣することにより支援する。 ○ 医療従事者の勤務環境改善に向けて、医療機関全体での継続的な取組として、現状分析から課題を明確にし、本格的に取組を進めるため、勤務環境改善マネジメントシステムの導入を支援する。	無料	基金	医療整備・人材課 人材確保グループ	
2	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	看護職	○ 障害福祉分野では看護に対する低い認知度や重度重複障害者等に対するケアの特殊性等により、慢性的に看護職が不足しているため、専門的な技術をもつ看護職の養成、人材確保、定着を図るため、講義、演習、実習等の研修を行う。（予算額：2,054千円） ○ 1人職場が想定される職場において、迅速な判断力や決断力、地域の医療機関との連携等を習得した人材の育成のため、3日間の実習研修を行う。（令和7年度新規事業）（予算額：1,500千円） ○ 看護学生及び離職中の看護師資格保有者並びにこれに準ずる医療関係者に向け、重度重複障害者等に係る職場の魅力が伝わる内容となるよう普及啓発の研修を行う。（予算額：2,233千円）	無料	基金	障害サービス課福祉施設グループ	
3	地域医療支援センター運営費	地域医療に従事する医師、医師不足病院等	地域医療支援センターを運営し、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保支援を行い、医師不足及び地域偏在の解消を図る。	無料	基金	医療整備・人材課 人材確保グループ	

【補助金以外の支援事業】

	事業名	対象事業者	支援内容	費用負担	財源	所管課・グループ	備考
4	職場環境整備等事業費	生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等（ベースアップ評価料算定機関に限る。）	賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図る。 生産性向上に資する設備導入等の取組を進める医療機関等に対して経費相当分の給付金を支給する。 病院・有床診療所：4万円/病床数 診療所（医科・歯科）・訪問看護ステーション：18万円/施設	補助率10/10	国庫	医療整備・人材課 人材確保グループ	
5	次世代育成支援対策施設設備交付金	社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人、又は 都道府県・市町村が認めた法人	産後ケア事業を行う施設の創設、増築、増改築整備に係る費用の一部を補助する。	設置主体 1/4 国 2/3 県 又は市町村 1/12	国庫 一財	健康増進課母子保健グループ	
経営強化緊急支援事業関係							
6	医療機関等物価高騰対応費	医療機関等	物価高騰の影響により負担増となっている光熱費について、公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等を対象に給付金を支給する	無料	国庫	医療整備・人材課 医療整備グループ	